

随意契約理由書

| | |
|---|----------------------|
| 1 業 務 名 | 経理システム運用管理業務（2020年度） |
| 2 業 者 名 | 阪神高速技研株式会社 |
| <p>3 随意契約理由</p> <p>本業務は、新会計情報システム及び同システムと連携し、経理業務効率化のため開発した経理業務補助システム（以下これらを合わせて「経理システム」という。）の保守、障害発生時の原因調査、問題箇所のプログラム修正、システム改善提案並びにシステム運用方法に関する問い合わせ対応等を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、契約相手方に次の要件が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社のシステム全般について精通しており、社内の他システムと連携する経理システムの運用状況を把握して、障害発生時の原因調査やプログラム修正の是非等について、当社の意図を的確に反映し、適切に対応するノウハウを有していること。 ・経理システムは、阪神高速グループネットワーク内の仮想基盤上で稼働し、そのネットワーク内で社内の他システムと情報連携しているため、情報漏えい等防止の観点から当該ネットワーク環境内で運用管理する必要がある。 ・経理システムにおいて障害等の不具合が生じた場合には、その原因が経理システム側か、システムが稼働する基盤側かを確認する必要が生じ、どちらの原因か不明の場合には責任の所在が不明確になる。このため、同一の者の管理のもと一体的にシステムと基盤の運用管理を行うことが必要である。 <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略及び方針に基づき、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社のシステム全般について精通しており、障害発生時の原因調査やプログラム修正の是非等について適切に対応するノウハウを有している。</p> <p>また、阪神高速技研(株)は、当社のセキュリティポリシーに沿って阪神高速グループネットワークを管理しており、ネットワーク環境内でシステムの運用管理を行うことができる。更に、経理システムが稼働する基盤の所有者であり、かつ管理者であることから、システムと基盤を一体的に運用管理できる唯一の者である。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p> | |
| <p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p> | |